厚生労働省
岐阜労働局
Gifu Labour Bureau

Press Release

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成29年12月13日（水）

担当
岐阜労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長　武藤　俊逸
地方障害者雇用担当官　綱頭　高幸
電話　058-245-1314
FAX　058-245-3105

報道関係者　各位

平成２９年 障害者雇用状況の集計結果

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年６月１日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めています。

岐阜労働局では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、平成29年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】〔平成29年6月1日現在〕（　）内は、前年数値

＜民間企業＞{法定雇用率 2.0%}

・雇用障害者数は、5,733.0人（前年比 7.1%増加）、過去最高を更新。
・実雇用率は 2.02%(1.95%)と前年比 0.07ﾎﾟｲﾝﾄ上昇【全国 1.97%】
・法定雇用率達成企業の割合は 58.4%(56.7%)と前年比 1.7ﾎﾟｲﾝﾄ上昇

→ いずれも前年を上回った。

＜公的機関＞{同 2.3%、岐阜県教育委員会は 2.2%}

・岐阜県知事部局　：雇用障害者数 125.5人(117.5人)、実雇用率 2.50%(2.43%)
・岐阜県教育委員会：雇用障害者数 252.0人(261.0人)、実雇用率 2.25%(2.31%)
・市町村の機関　　：雇用障害者数 584.0人(586.5人)、実雇用率 2.40%(2.44%)
→ 一部機関を除き法定雇用率達成。

【岐阜労働局・ハローワークの取組】

＜民間企業＞事業所の障害者雇用への取組状況に応じた、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に向けて、引き続き指導を実施していく。

＜公的機関＞民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場にあることから、未達成の解消、未達成に至らない、さらに雇用率向上に向けて、引き続き指導を実施していく。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1　民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

・　民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は 5,733.0人で、前年より7.1%（379.5人）増加し、過去最高となった。

・　雇用者のうち、身体障害者は3,595.5人（前年は3,493.5人、前年比2.9%増）、知的障害者は1,685.0人（同1,507.5人、同11.8%増）、精神障害者は452.5人（同352.5人、同28.4%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者が大きく増加した。

・　実雇用率は、2.02%（前年は1.95%）、法定雇用率達成企業の割合は58.4%（同56.7%）であった。

〔総括表の１、グラフ①②、詳細表①〕

○　企業規模別の状況

・　企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業が913.5人、100～300人未満が1,741.5人、300～500人未満が551.5人、500～1,000人未満が638.0人、1,000人以上が1,888.5人で、500～1,000人未満規模以外の企業規模で前年を上回った。

・　実雇用率は、50～100人未満が1.81%（1.68%）、100～300人未満が2.04%（1.97%）、300～500人未満が1.90%（1.84%）、500～1,000人未満が2.10%（2.03%）、1,000人以上が2.12%（2.09%）と全企業規模で前年を上回った。

・　法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が54.7%、100～300人未満が63.9%、300～500人未満が56.0%、500～1,000人未満が56.5%、1,000人以上が56.3%と全企業規模で前年より上昇した。

〔詳細表②〕

○　産業別の状況

・　産業別に雇用されている障害者の数をみると、「建設業」が77.5人、「製造業」が2,063.0人、「情報通信業」が42.0人、「運輸業，郵便業」が471.5人、「卸売業，小売業」が623.5人、「金融業，保険業」が273.5人、「学術研究，専門・技術サービス業」が56.0人、「宿泊業，飲食サービス業」が60.5人、「生活関連サービス業，娯楽業」が243.0人、「教育，学習支援業」が 46.0人、「医療，福祉」が806.5人、「サービス業」が796.5人、「その他」（「農業，林業」、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業，物品賃貸業」、「複合サービス事業」）が173.5人で、「建設業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「生活関連サービス業，娯楽業」が前年より減少した。

・　産業別の実雇用率では、「医療，福祉」（2.48%）、「宿泊業，飲食サービス業」（2.23%）、「サービス業」（2.18%）、「運輸業，郵便業」（2.11%）、「製造業」（2.08%）、「複合サービス事業」（2.03%）の６業種が法定雇用率を上回っている。

〔詳細表③〕

○　法定雇用率未達成企業の状況

・　平成29年の法定雇用率未達成企業は598社。そのうち、不足数が0.5人または１人である企業（１人不足企業）は74.2%（444社）を占めている。

・　また、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、61.2%（366社）となっている。

〔詳細表④〕

２　公的機関における在職状況

（１）岐阜県知事部局（法定雇用率2.3%）

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は125.5人で、前年より6.8%（8.0人）増加しており、実雇用率は2.50%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

〔総括表の２（1)〕

（２）岐阜県警察本部（法定雇用率2.3%）

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は15.5人で、前年より29.2%（3.5人）増加しており、実雇用率は2.94%と、前年に比べ0.64ポイント上昇した。

〔総括表の２（2)〕

（３）岐阜県教育委員会（法定雇用率2.2%）

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は252.0人で、前年より3.4%（9.0人）減少し、実雇用率は2.25%と、前年に比べ0.06ポイント低下した。

〔総括表の２（3)〕

（４）市町村の機関（法定雇用率2.3%）

市町村の機関に在職している障害者の数は584.0人で、前年より0.4%(2.5人)減少しており、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.04ポイント低下した。

47機関中41機関が達成し、前年に比べ未達成機関は3機関増え6機関となった。

〔総括表の２（4)、詳細表⑤⑥〕

３　地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は41.5人で、前年より10.8%（5.0人）減少し、実雇用率は2.05%と、前年に比べ0.26ポイント低下した。

3法人中、2法人が達成、1法人が未達成となった。

〔総括表の３、詳細表⑦〕

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
民間企業	284,108.0 人	5,733.0 人	2.02 %	839 / 1,437	58.4 %
	(274,170.0 人)	(5,353.5 人)	(1.95 %)	(792 / 1,396)	(56.7 %)
全国(29年)	25,204,720.0 人	495,795.0 人	1.97 %	45,553 / 91,024	50.0 %

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県知事部局	5,010.0 人	125.5 人	2.50 %	0.0 人
	(4,831.0 人)	(117.5 人)	(2.43 %)	(0.0 人)
全国(29年)	256,269.5 人	6,880.0 人	2.68 %	

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県警察本部	527.0 人	15.5 人	2.94 %	0.0 人
	(522.5 人)	(12.0 人)	(2.30 %)	(0.0 人)
全国(29年)	68,904.5 人	1,753.0 人	2.54 %	

※全国数値は警察本部を含む知事部局以外の都道府県機関合計

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県教育委員会	11,198.5 人	252.0 人	2.25 %	0.0 人
	(11,305.0 人)	(261.0 人)	(2.31 %)	(0.0 人)
全国(29年)	572,787.5 人	12,782.0 人	2.23 %	

(4) 市町村の機関(法定雇用率2．3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	24,377.0 人	584.0 人	2.40 %	41 / 47	87.2 %
	(24,039.5 人)	(586.5 人)	(2.44 %)	(42 / 45)	(93.3 %)
全国(29年)	1,084,190.0 人	26,412.0 人	2.44 %	2,046 / 2,319	88.2 %

3 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2．3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	2,023.5 人	41.5 人	2.05 %	2 / 3	66.7 %
	(2,013.5 人)	(46.5 人)	(2.31 %)	(3 / 3)	(100.0 %)
全国(29年)	74,087.5 人	1,613.5 人	2.18 %	117 / 157	74.5 %

注 1 １及び３の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ２の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4 （ ）内は、平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況 【岐阜労働局】　　【グラフ①】

(1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

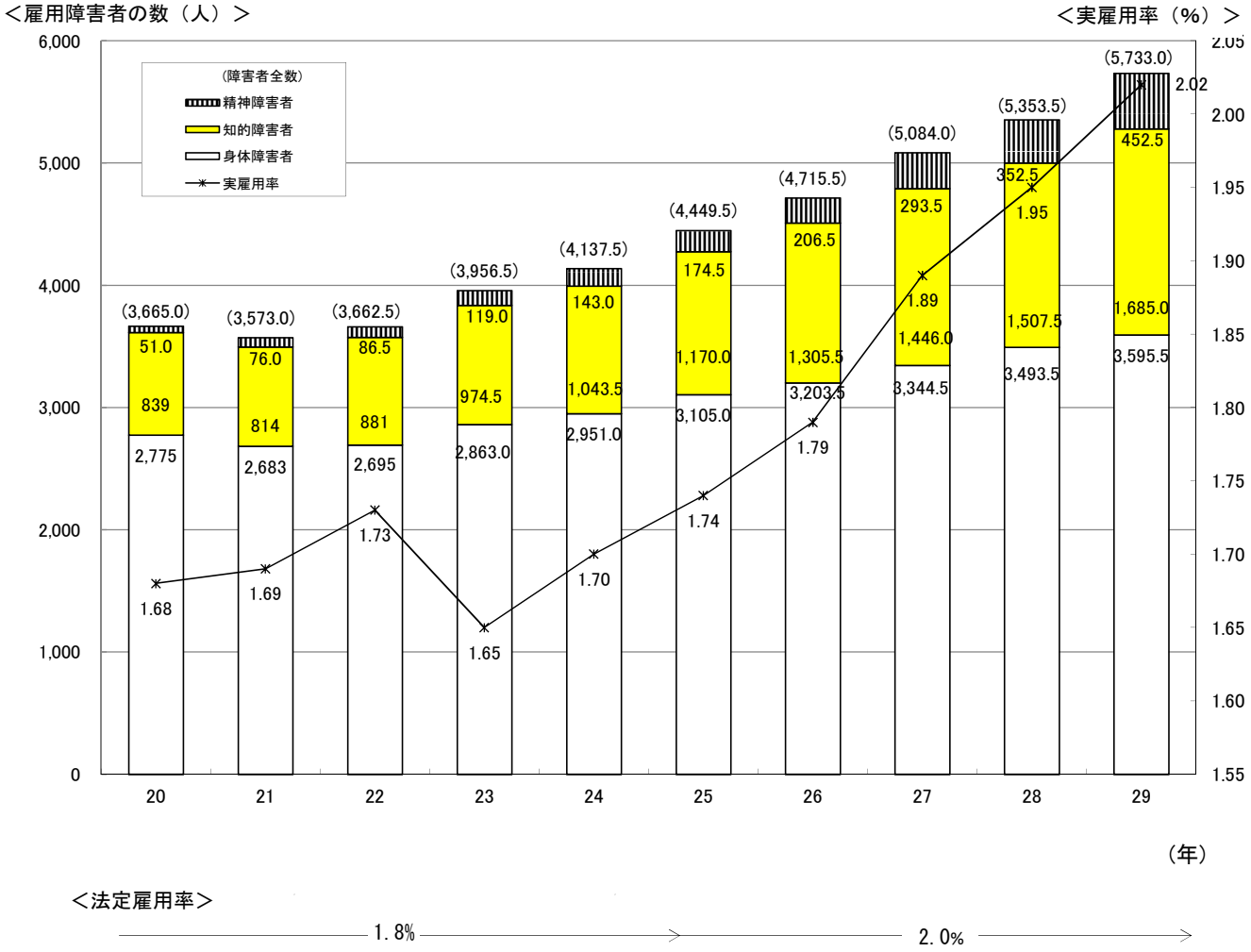

注１：雇用義務のある企業（50人以上規模の企業）についての集計である。

注２：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

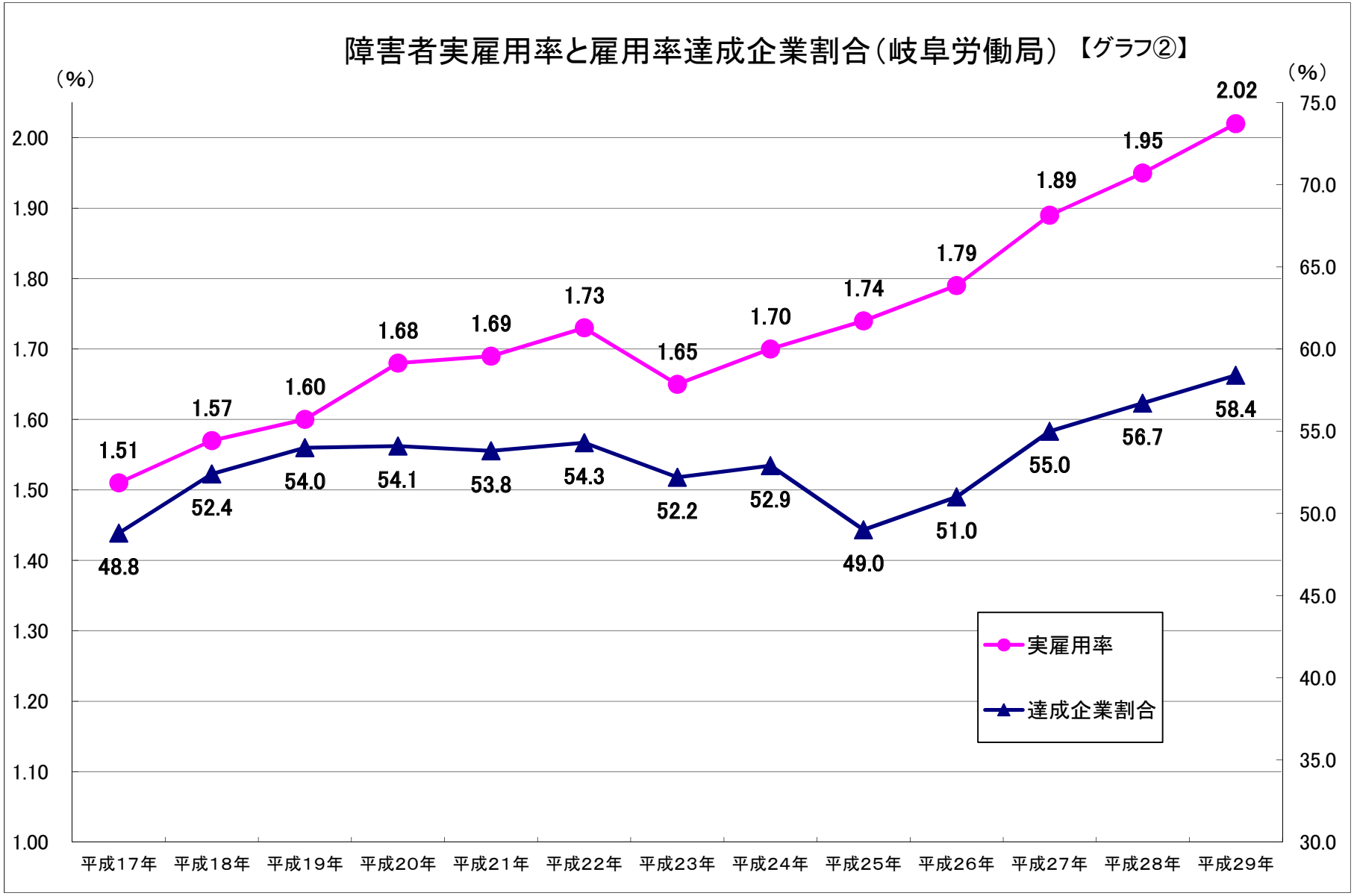
障害者実雇用率と雇用率達成企業割合（岐阜労働局）【グラフ②】
（%）
（%）
2.00
1.90
1.80
1.70
1.60
1.50
1.40
1.30
1.20
1.10
1.00
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
1.51
1.57
1.60
1.68
1.69
1.73
1.65
1.70
1.74
1.79
1.89
1.95
2.02
48.8
52.4
54.0
54.1
53.8
54.3
52.2
52.9
49.0
51.0
55.0
56.7
58.4
実雇用率
達成企業割合
平成17年
平成18年
平成19年
平成20年
平成21年
平成22年
平成23年
平成24年
平成25年
平成26年
平成27年
平成28年
平成29年

(2)企業規模別実雇用率

各年６月１日現在

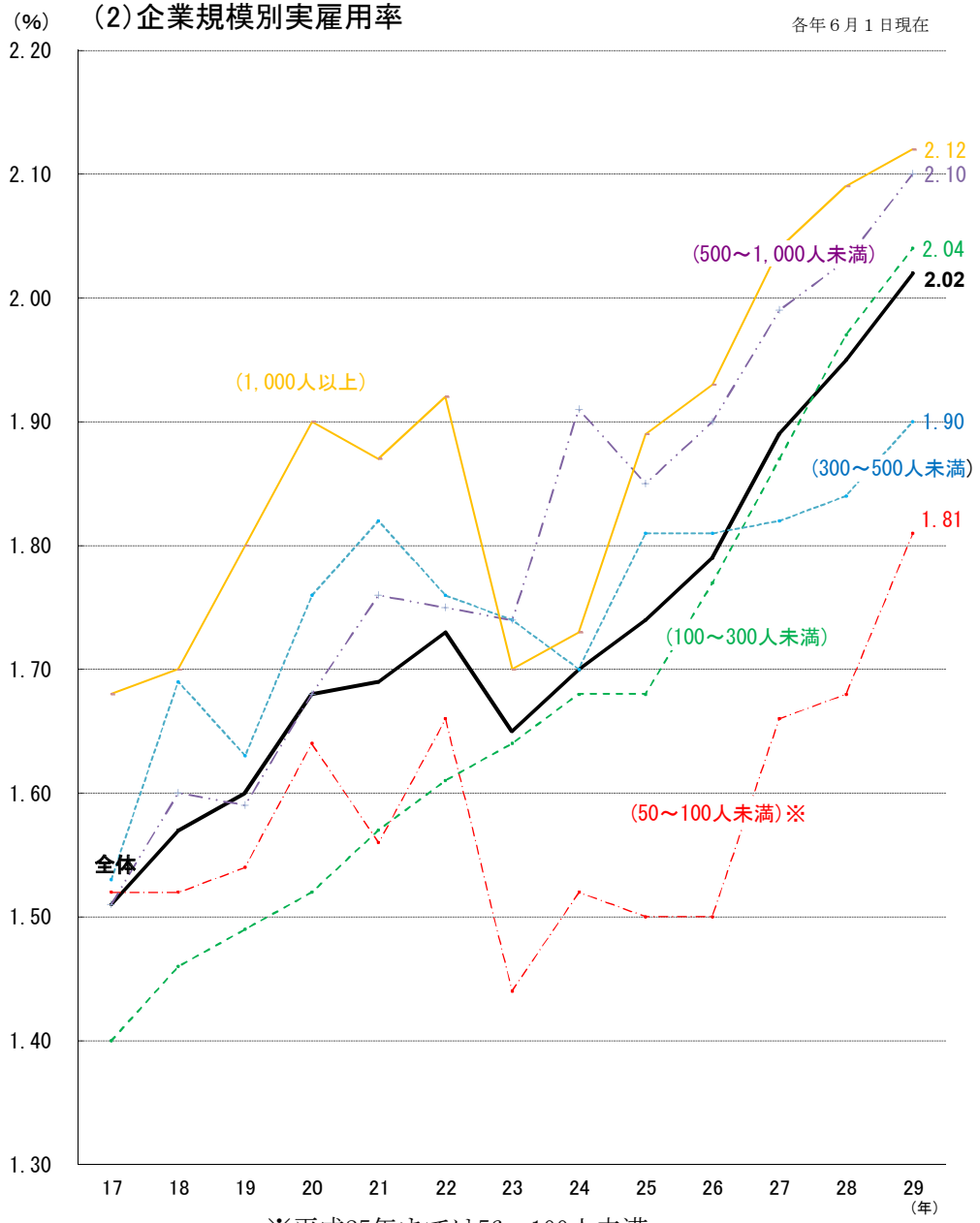

※平成25年までは56～100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合

各年６月１日現在

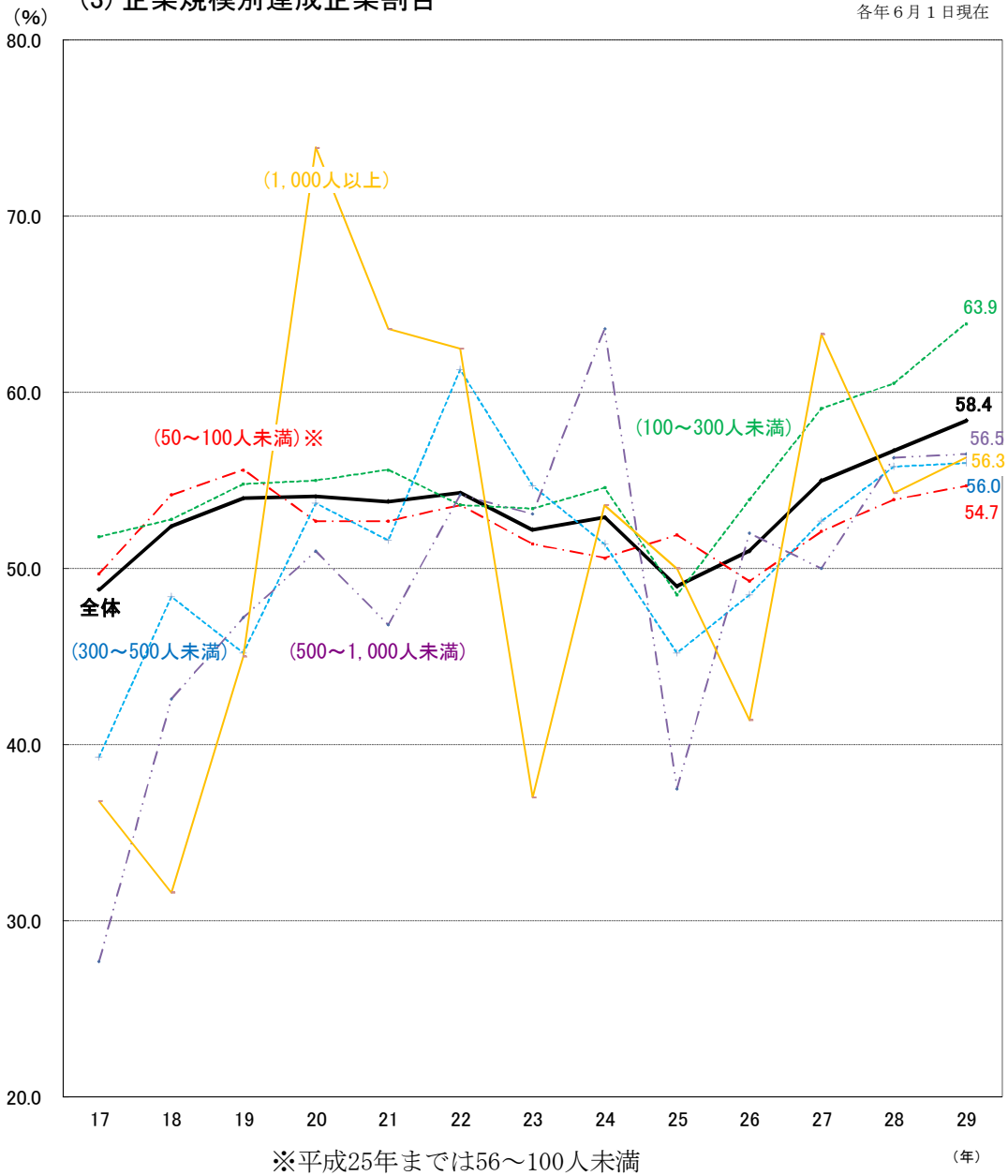

※平成25年までは56～100人未満

(4) 産業別実雇用率

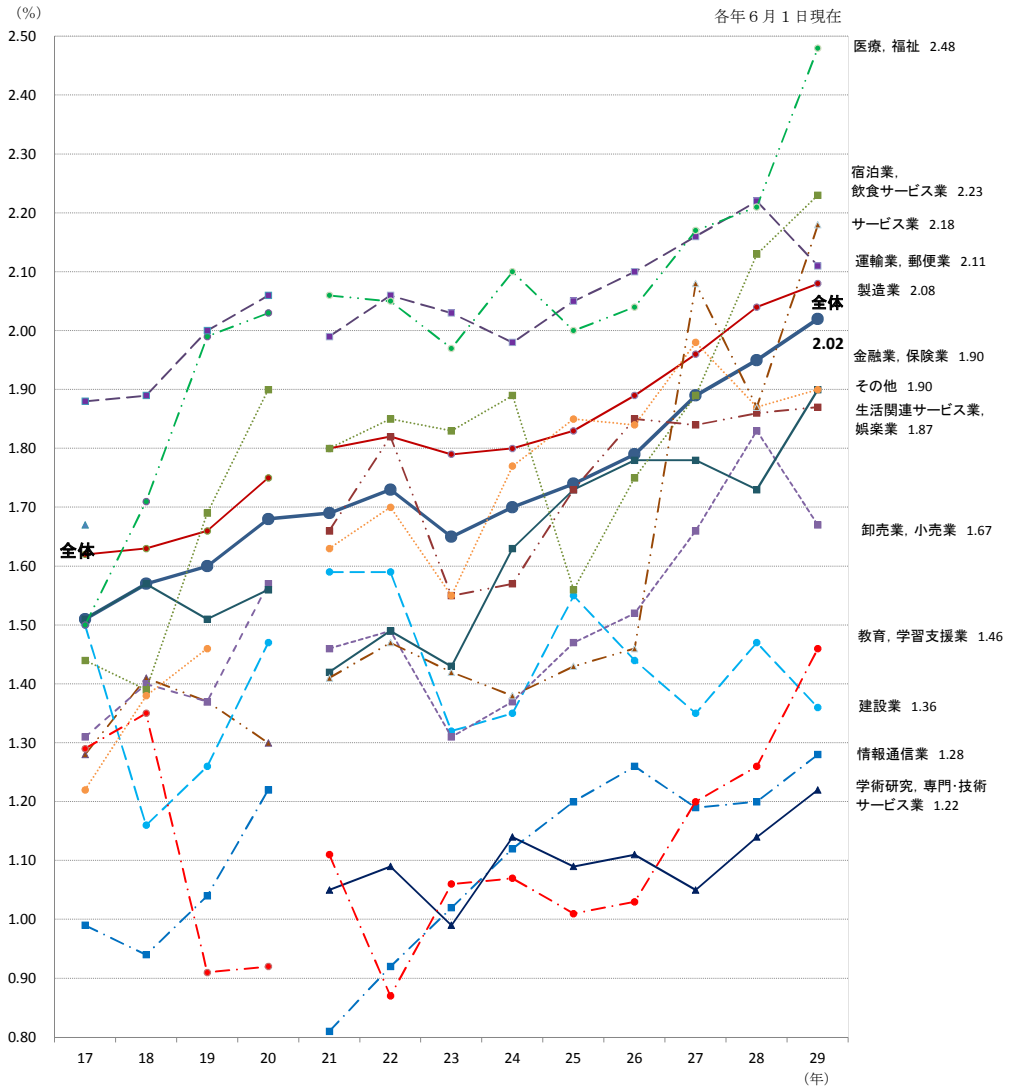

(5) 産業別達成企業割合

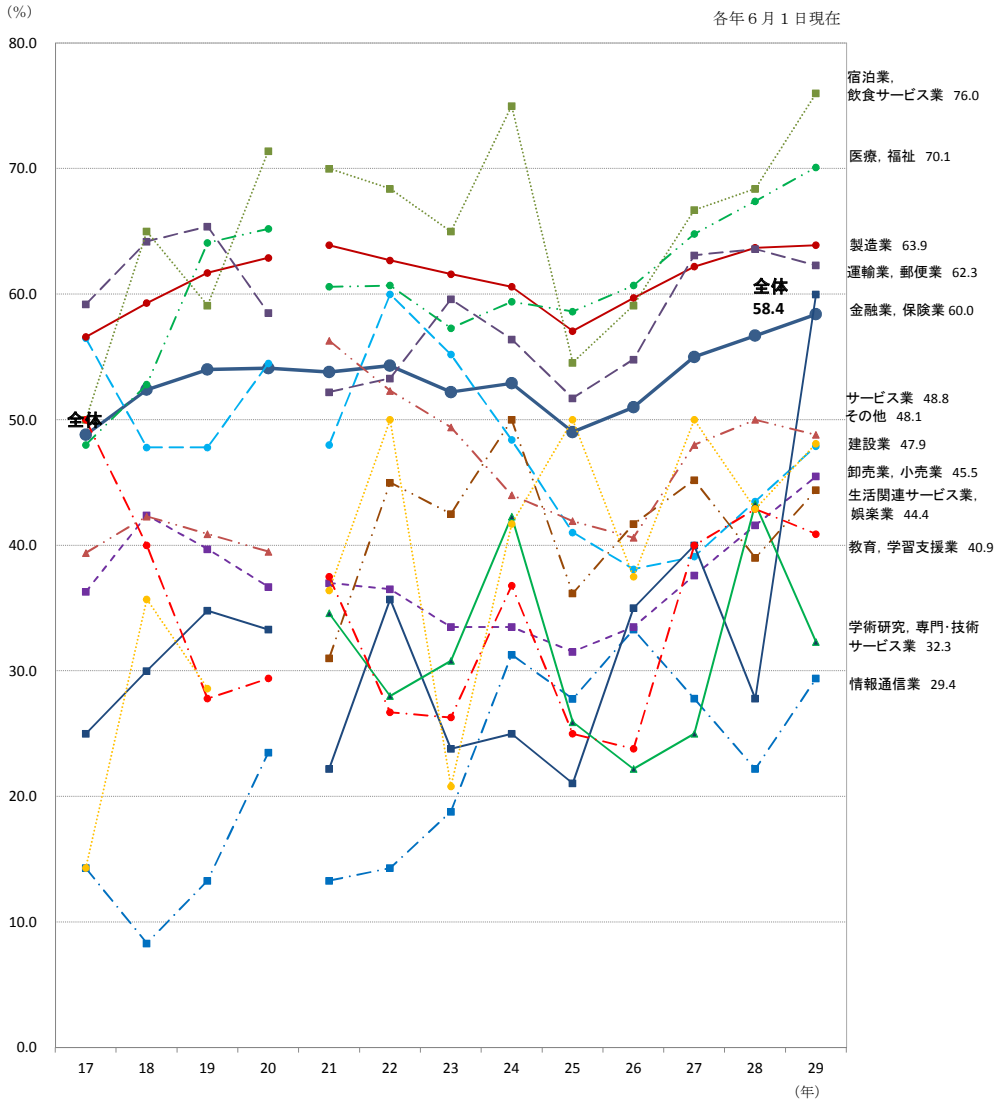

注１　グラフ作成上、該当企業のない産業は除いている。
　２　平成21年より産業分類が変更になっている。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　…… ２．０％
  （５０人以上規模の企業）
- 特殊法人等　…… ２．３％
  （労働者数４３．５人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）

○　国、地方公共団体　…… ２．３％
（４３．５人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　…… ２．２％
（４５．５人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎　障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年６月１日の状況）　（障害者雇用促進法 第43条第７項）

↓

雇入れ計画作成命令（２年計画）　翌年１月を始期とする２年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第１項）

↓

雇入れ計画の適正実施勧告　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画１年目12月）（同法第46条第６項）

↓

特　別　指　導　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に９か月間）

↓

企 業 名 の 公 表　（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕（全国の状況）

○　平成２８年度の実績

＊「雇入れ計画作成命令」の発出　　２６３社
＊　雇入れ計画の「適正実施勧告」　　８４社
＊「特別指導」の実施　　５２社

○　雇入れ計画を実施中の企業　　４２１社（２８年度）

○　企業名の公表

18年度　２社、19年度　１社（再公表）、20年度　４社、
21年度　７社（うち１社は再公表）、22年度　６社（うち２社は再公表）、
23年度　３社（うち１社は再公表）、24年度　０社、25年度　０社、
26年度　８社 、27年度　０社、28年度　２社

※平成24年１月１日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は３年間から２年間に短縮している。

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

＜目次＞

１　民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）

(1) 概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ①

(2) 企業規模別の雇用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ②

(3) 産業別の雇用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ③

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数・・・・・・・・・ ④

２　公的機関（市町村機関）における在職状況・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤

３　公的機関の各機関の状況

(1) 市町村機関の状況（法定雇用率 2.3%）・・・・・・・・・・・・・・・ ⑥

(2) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率 2.3%）・・・・・・・・・・・ ⑦

【詳細表 ①】

1 民間企業における障害者の雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1)概況

①概況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分			
企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
1,437	284,108.0	1,189	185	2,835	670	5,733.0	633.0	2.02	839	58.4
(1,396)	(274,170.0)	(1,111)	(189)	(2,665)	(555)	(5,353.5)	(557.5)	(1.95)	(792)	(56.7)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
岐阜県	5,733.0	881	126	1,570	275	3,595.5	324.5	308	59	923	174	1,685.0	201.5	342	221	452.5	107.0
	(5,353.5)	(846)	(138)	(1,533)	(261)	(3,493.5)	(306.5)	(265)	(51)	(859)	(135)	(1,507.5)	(166.5)	(273)	(159)	(352.5)	(84.5)

〔1(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 （ ）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 （ ）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

（２）企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	1,437 (1,396)	284,108.0 (274,170.0)	1,189 (1,111)	185 (189)	2,835 (2,665)	670 (555)	5,733.0 (5,353.5)	633.0 (557.5)	2.02 (1.95)	839 (792)	58.4 (56.7)
人 50～100未満	企業 726 (681)	人 50,364.5 (47,221.5)	人 153 (136)	人 22 (31)	人 515 (459)	人 141 (66)	人 913.5 (795.0)	人 125.5 (86.5)	% 1.81 (1.68)	企業 397 (367)	% 54.7 (53.9)
100～300未満	549 (555)	85,173.0 (85,065.5)	359 (339)	80 (76)	851 (839)	185 (172)	1,741.5 (1,679.0)	217.0 (171.5)	2.04 (1.97)	351 (336)	63.9 (60.5)
300～500未満	84 (77)	29,089.5 (26,827.5)	119 (104)	9 (11)	284 (250)	41 (47)	551.5 (492.5)	66.0 (52.0)	1.90 (1.84)	47 (43)	56.0 (55.8)
500～1,000未満	46 (48)	30,320.5 (32,509.0)	130 (143)	28 (14)	312 (328)	76 (62)	638.0 (659.0)	69.5 (62.0)	2.10 (2.03)	26 (27)	56.5 (56.3)
1,000以上	32 (35)	89,160.5 (82,546.5)	428 (389)	46 (57)	873 (789)	227 (208)	1,888.5 (1,728.0)	155.0 (185.5)	2.12 (2.09)	18 (19)	56.3 (54.3)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	5,733.0 (5,353.5)	881 (846)	126 (138)	1,570 (1,533)	275 (261)	3,595.5 (3,493.5)	324.5 (306.5)	308 (265)	59 (51)	923 (859)	174 (135)	1,685.0 (1,507.5)	201.5 (166.5)	342 (273)	221 (159)	452.5 (352.5)	107.0 (84.5)
人 50～100未満	913.5 (795.0)	109 (103)	14 (22)	319 (298)	45 (36)	573.5 (544.0)		44 (33)	8 (9)	136 (123)	39 (15)	251.5 (205.5)		60 (38)	57 (15)	88.5 (45.5)	
100～300未満	1,741.5 (1,679.0)	280 (273)	56 (53)	473 (488)	98 (88)	1,138.0 (1,131.0)		79 (66)	24 (23)	264 (254)	46 (45)	469.0 (431.5)		114 (97)	41 (39)	134.5 (116.5)	
300～500未満	551.5 (492.5)	97 (91)	6 (7)	176 (166)	23 (26)	387.5 (368.0)		22 (13)	3 (4)	80 (63)	6 (7)	130.0 (96.5)		28 (21)	12 (14)	34.0 (28.0)	
500～1,000未満	638.0 (659.0)	105 (118)	14 (7)	168 (177)	27 (22)	405.5 (431.0)		25 (25)	14 (7)	108 (114)	27 (19)	185.5 (180.5)		36 (37)	22 (21)	47.0 (47.5)	
1,000以上	1,888.5 (1,728.0)	290 (261)	36 (49)	434 (404)	82 (89)	1,091.0 (1,019.5)		138 (128)	10 (8)	335 (305)	56 (49)	649.0 (593.5)		104 (80)	89 (70)	148.5 (115.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

【詳細表　③】

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	1,437 (1,396)	284,108.0 (274,170.0)	1,189 (1,111)	185 (189)	2,835 (2,665)	670 (555)	5,733.0 (5,353.5)	633.0 (557.5)	2.02 (1.95)	839 (792)	58.4 (56.7)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
建設業	48 (46)	5,680.0 (5,415.0)	16 (17)	0 (1)	44 (43)	3 (3)	77.5 (79.5)	( )	1.36 (1.47)	23 (20)	47.9 (43.5)
製造業	598 (587)	99,313.5 (99,609.5)	482 (469)	18 (25)	1,055 (1,039)	52 (52)	2,063.0 (2,028.0)	( )	2.08 (2.04)	382 (374)	63.9 (63.7)
情報通信業	17 (18)	3,294.0 (3,405.5)	13 (13)	2 (0)	14 (15)	0 (0)	42.0 (41.0)	( )	1.28 (1.20)	5 (4)	29.4 (22.2)
運輸業，郵便業	61 (66)	22,357.0 (23,402.0)	93 (102)	17 (16)	243 (273)	51 (51)	471.5 (518.5)	( )	2.11 (2.22)	38 (42)	62.3 (63.6)
卸売業，小売業	187 (185)	37,423.0 (46,874.0)	112 (131)	24 (40)	296 (450)	159 (215)	623.5 (859.5)	( )	1.67 (1.83)	85 (77)	45.5 (41.6)
金融業,保険業	20 (18)	14,397.5 (14,310.0)	74 (65)	5 (7)	110 (101)	21 (20)	273.5 (248.0)	( )	1.90 (1.73)	12 (5)	60.0 (27.8)
学術研究，専門・技術サービス業	31 (30)	4,582.0 (4,455.0)	12 (13)	0 (0)	30 (24)	4 (2)	56.0 (51.0)	( )	1.22 (1.14)	10 (13)	32.3 (43.3)
宿泊業，飲食サービス業	25 (19)	2,707.5 (2,328.5)	8 (6)	2 (2)	37 (30)	11 (11)	60.5 (49.5)	( )	2.23 (2.13)	19 (13)	76.0 (68.4)
生活関連サービス業，娯楽業	45 (41)	13,019.5 (13,265.0)	58 (60)	9 (10)	105 (106)	26 (21)	243.0 (246.5)	( )	1.87) (1.86)	20 (16)	44.4 (39.0)
教育，学習支援業	22 (21)	3,159.5 (3,022.0)	12 (10)	1 (1)	19 (15)	4 (4)	46.0 (38.0)	( )	1.46 (1.26)	9 (9)	40.9 (42.9)
医療，福祉	231 (221)	32,493.5 (31,560.5)	150 (131)	62 (58)	349 (317)	191 (121)	806.5 (697.5)	( )	2.48 (2.21)	162 (149)	70.1 (67.4)
サービス業	125 (116)	36,526.0 (17,391.0)	119 (52)	36 (20)	454 (180)	137 (44)	796.5 (326.0)	( )	2.18 (1.87)	61 (58)	48.8 (50.0)
その他	27 (28)	9,155.0 (9,132.0)	40 (42)	9 (9)	79 (72)	11 (11)	173.5 (170.5)	( )	1.90 (1.87)	13 (12)	48.1 (42.9)

注　1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	5,733.0 (5,353.5)	881 (846)	126 (138)	1,570 (1,533)	275 (261)	3,595.5 (3,493.5)	324.5 (306.5)	308 (265)	59 (51)	923 (859)	174 (135)	1,685.0 (1,507.5)	201.5 (166.5)	342 (273)	221 (159)	452.5 (352.5)	107.0 (84.5)
建設業	77.5 (79.5)	16 (17)	0 (1)	41 (40)	3 (2)	74.5 (76.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0.0 0.5)		3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	
製造業	2,063.0 (2,028.0)	352 (356)	10 (18)	578 (572)	29 (35)	1,306.5 (1,319.5)		130 (113)	8 (7)	379 (370)	10 (11	652.0 (608.5)		98 (97)	13 (6)	104.5 (100.0)	
情報通信業	42.0 (41.0)	13 (13)	2 (0)	11 (12)	0 (0)	39.0 (38.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	
運輸業, 郵便業	471.5 (518.5)	82 (84)	13 (11)	189 (202)	29 (32)	380.5 (397.0)		11 (18)	4 (5)	39 (51)	9 (5)	69.5 (94.5)		15 (20	13 (14)	21.5 (27.0)	
卸売業, 小売業	623.5 (859.5)	87 (85)	18 (31)	156 (191)	42 (80)	369.0 (432.0)		25 (46)	6 (9)	92 (203)	42 (59)	169.0 (333.5)		48 (56	75 (76)	85.5 (94.0)	
金融業, 保険業	273.5 (248.0)	65 (56)	5 (7)	77 (78)	16 (16)	220.0 (205.0)		9 (9)	0 (0)	16 (12)	0 (0)	34.0 (30.0)		17 (11)	5 (4)	19.5 (13.0)	
学術研究, 専門・技術サービス業	56.0 (51.0)	12 (13)	0 (0)	22 (20)	3 (2)	47.5 (47.0)		0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)		5 (3)	1 (0)	5.5 (3.0)	
宿泊業, 飲食サービス業	60.5 (49.5)	7 (5)	1 (2)	17 (16)	6 (5)	35.0 (30.5)		1 (1)	1 (0)	16 (11)	5 (5)	21.5 (15.5)		4 (3)	0 (1)	4.0 (3.5)	
生活関連サービス業, 娯楽業	243.0 (246.5)	27 (24)	6 (8)	40 (48)	16 (12)	108.0 (110.0)		31 (36)	3 (2)	49 (47)	3 (3)	115.5 (122.5)		16 (11)	7 (6)	19.5 (14.0)	
教育, 学習支援業	46.0 (38.0)	9 (10)	1 (1)	19 (15)	3 (3)	39.5 (37.5)		3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6.0 (0.0)		0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	
医療, 福祉	806.5 (697.5)	110 (103)	38 (36)	192 (195)	64 (49)	482.0 (461.5)		40 (28)	24 (22)	107 (91)	58 (37)	240.0 (187.5)		50 (31)	69 (35)	84.5 (48.5)	
サービス業	796.5 (326.0)	70 (45)	26 (18)	187 (108)	61 (20)	383.5 (226.0)		49 (7)	10 (2)	195 (46)	41 (10)	323.5 (67.0)		72 (26)	35 (14)	89.5 (33.0)	
その他	173.5 (170.5)	31 (35)	6 (5)	41 (36)	3 (5)	110.5 (113.5)		9 (7)	3 (4)	26 (26)	6 (4)	50.0 (46.0)		12 (10)	2 (2)	13.0 (11.0)	

注 1(1)②の表と同じ

③　製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C．重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E．　計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F．うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	598	99,313.5	482	18	1,055	52	2,063.0	180.5	2.08	382	63.9
	(587)	(99,609.5)	(469)	(25)	(1,039)	(52)	(2,028.0)	(172.5)	(2.04)	(374)	(63.7)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
食料品・たばこ	59	7,628.0	24	5	89	12	148.0	19.0	1.94	38	64.4
	(60)	(9,829.5)	(37)	(10)	(121)	(19)	(214.5)	(17.5)	(2.18)	(45)	(75.0)
繊維工業	29	3,185.0	21	0	38	1	80.5	8.5	2.53	19	65.5
	(29)	(3,156.5)	(21)	(1)	(38)	(1)	(81.5)	(5.5)	(2.58)	(20)	(69.0)
木材・家具	27	3,964.5	17	0	49	1	83.5	1.0	2.11	17	63.0
	(27)	(3,985.0)	(18)	(0)	(50)	(1)	(86.5)	(3.0)	(2.17)	(18)	(66.7)
ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・印刷	47	5,453.5	22	2	53	1	99.5	8.0	1.82	28	59.6
	(47)	(5,408.5)	(19)	(1)	(54)	(3)	(94.5)	(9.0)	(1.75)	(26)	(55.3)
化学工業	60	12,606.5	65	4	126	12	266.0	28.0	2.11	39	65.0
	(57)	(12,013.5)	(58)	(4)	(113)	(8)	(237.0)	(17.5)	(1.97)	(33)	(57.9)
窯業・土石	55	7,412.0	36	1	106	7	182.5	21.5	2.46	46	83.6
	(53)	(7,242.5)	(33)	(1)	(91)	(6)	(161.0)	(8.5)	(2.22)	(41)	(77.4)
鉄鋼	8	1,099.5	3	0	15	0	21.0	2.0	1.91	4	50.0
	(9)	(1,574.0)	(5)	(0)	(13)	(0)	(23.0)	(1.0)	(1.46)	(4)	(44.4)
非鉄金属	8	1,287.0	5	0	11	0	21.0	4.0	1.63	5	62.5
	(8)	(1,244.5)	(4)	(0)	(11)	(0)	(19.0)	(2.0)	(1.53)	(6)	(75.0)
金属製品	52	7,301.5	32	1	85	5	152.5	16.0	2.09	32	61.5
	(57)	(7,362.5)	(29)	(3)	(93)	(4)	(156.0)	(30.0)	(2.12)	(37)	(64.9)
電気機械	45	11,513.5	75	1	90	3	242.5	9.5	2.11	32	71.1
	(45)	(12,180.0)	(77)	(0)	(103)	(1)	(257.5)	(12.0)	(2.11)	(31)	(68.9)
その他機械	168	32,989.0	163	2	342	9	674.5	55.0	2.04	97	57.7
	(156)	(30,215.5)	(146)	(4)	(303)	(7)	(602.5)	(60.5)	(1.99)	(88)	(56.4)
その他	40	4,873.5	19	2	51	1	91.5	8.0	1.88	25	62.5
	(39)	(5,397.5)	(22)	(1)	(49)	(2)	(95.0)	(6.0)	(1.76)	(25)	(64.1)

④　製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b.　重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	a.重度知的障害者	b.　重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.　計 c＋d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	2,063.0 (2,028.0)	352 (356)	10 (18)	578 (572)	29 (35)	1,306.5 (1,319.5)	130 (113)	8 (7)	379 (370)	10 (11)	652.0 (608.5)	98 (97)	13 (6)	104.5 (100.0)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
食料品・たばこ	148.0 (214.5)	19 (29)	1 (5)	32 (49)	6 (14)	74.0 (119.0)	5 (8)	4 (5)	48 (59)	3 (5)	63.5 (82.5)	9 (13)	3 (0)	10.5 (13.0)
繊維工業	80.5 (81.5)	14 (15)	0 (1)	23 (24)	0 (1)	51.0 (55.5)	7 (6)	0 (0)	13 (11)	0 (0)	27.0 (23.0)	2 (3)	1 (0)	2.5 (3.0)
木材・家具	83.5 (86.5)	15 (17)	0 (0)	29 (31)	1 (1)	59.5 (65.5)	2 (1)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	23.0 (21.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)
ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・印刷	99.5 (94.5)	15 (14)	0 (0)	32 (35)	0 (1)	62.0 (63.5)	7 (5)	2 (1)	18 (16)	0 (0)	34.0 (27.0)	3 (3)	1 (2)	3.5 (4.0)
化学工業	266.0 (237.0)	32 (29)	3 (3)	55 (48)	6 (4)	125.0 (111.0)	33 (29)	1 (1)	59 (51)	4 (2)	128.0 (111.0)	12 (14)	2 (2)	13.0 (15.0)
窯業・土石	182.5 (161.0)	26 (23)	1 (1)	62 (57)	6 (4)	118.0 (106.0)	10 (10)	0 (0)	40 (30)	1 (2)	60.5 (51.0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)
鉄鋼	21.0 (23.0)	2 (4)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	12.0 (15.0)	1 (1)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	9.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	21.0 (19.0)	5 (4)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	16.0 (14.0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	3.0 (5.0)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)
金属製品	152.5 (156.0)	25 (25)	1 (3)	41 (40)	2 (4)	93.0 (95.0)	7 (4)	0 (0)	27 (35)	0 (0)	41.0 (43.0)	17 (18)	3 (0)	18.5 (18.0)
電気機械	242.5 (257.5)	64 (66)	0 (0)	62 (73)	2 (1)	191.0 (205.5)	11 (11)	1 (0)	20 (20)	1 (0)	43.5 (42.0)	8 (10)	0 (0)	8.0 (10.0)
その他機械	674.5 (602.5)	119 (108)	2 (4)	190 (165)	6 (5)	433.0 (387.5)	44 (38)	0 (0)	118 (111)	0 (1)	206.0 (187.5)	34 (27)	3 (1)	35.5 (27.5)
その他	91.5 (95.0)	16 (22)	2 (1)	38 (37)	0 (0)	72.0 (82.0)	3 (0)	0 (0)	7 (7)	1 (1)	13.5 (7.5)	6 (5)	0 (1)	6.0 (5.5)

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	598 (100.0%)	444 (74.2%)	98 (16.4%)	35 (5.9%)	12 (2.0%)	9 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	366 (61.2%)
50-100人未満	329 (100.0%)	329 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	315 (95.7%)
100-300人未満	198 (100.0%)	98 (49.5%)	78 (39.4%)	19 (9.6%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50 (25.3%)
300-500人未満	37 (100.0%)	7 (18.9%)	13 (35.1%)	7 (18.9%)	5 (13.5%)	5 (13.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)
500-1000人未満	20 (100.0%)	5 (25.0%)	5 (25.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	14 (100.0%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関（市町村機関）における雇用状況（法定雇用率2.3%）

【詳細表 ⑤】

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
47	24,377.0	128	21	287	40	584.0	44.5	2.40	41	87.2
(45)	(24,039.5)	(128)	(19)	(292)	(39)	(586.5)	(52.5)	(2.44)	(42)	(93.3)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	584.0 人	119人	21人	187人	31人	461.5 人	30.5 人	9人	0人	59人	3人	78.5 人	7.0 人	41人	6人	44.0人	7.0 人
	(586.5)	(121)	(19)	(194)	(29)	(469.5)	(33.0)	(7)	(0)	(58)	(3)	(73.5)	(6.5)	(40)	(7)	(43.5)	(13.0)

〔①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

3 公的機関の各機関の状況（法定雇用率2.3%）　　【詳細表 ⑥】

（1）各市町村機関の障害者雇用状況

●市

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
	人	人	%	人	
岐阜市	3,708.5	89.0	2.40	0.0	（注4）①地方特例
大垣市	2,586.5	60.5	2.34	0.0	（注4）②地方特例
高山市	875.0	23.0	2.63	0.0	（注4）③地方特例
多治見市	832.0	25.5	3.06	0.0	（注4）④地方特例
関市	851.0	22.5	2.64	0.0	（注4）④地方特例
中津川市	1,519.5	36.0	2.37	0.0	（注4）⑥地方特例
美濃市	295.0	6.5	2.20	0.0	
瑞浪市	434.5	11.0	2.53	0.0	（注4）⑦地方特例
羽島市	729.0	20.5	2.81	0.0	（注4）⑧地方特例
恵那市	900.5	21.0	2.33	0.0	（注4）⑨地方特例
美濃加茂市	516.0	13.5	2.62	0.0	（注4）⑩地方特例
土岐市	968.0	24.5	2.53	0.0	（注4）⑪地方特例
各務原市	1,129.0	27.5	2.44	0.0	（注4）⑫地方特例
可児市	756.0	14.5	1.92	2.5	（注4）⑬地方特例
山県市	390.5	8.0	2.05	0.0	（注4）⑭地方特例
瑞穂市	499.5	9.0	1.80	2.0	（注4）⑮地方特例、（注5）①
飛騨市	603.5	13.5	2.24	0.0	（注4）⑯地方特例
本巣市	500.0	11.0	2.20	0.0	（注4）⑰地方特例
郡上市	1,102.5	25.0	2.27	0.0	（注4）⑱地方特例
下呂市	681.5	17.0	2.49	0.0	（注4）⑲地方特例
海津市	563.5	16.0	2.84	0.0	（注4）⑳地方特例
計	20,441.5	495.0	2.42	4.5	

●町村

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
	人	人	%	人	
岐南町	185.0	4.0	2.16	0.0	
笠松町	172.5	4.0	2.32	0.0	
養老町	236.5	4.0	1.69	1.0	
垂井町	309.5	6.0	1.94	1.0	（注4）㉑地方特例、（注5）②
関ヶ原町	196.5	4.0	2.04	0.0	
神戸町	218.0	5.0	2.29	0.0	（注4）㉒地方特例
輪之内町	147.5	4.0	2.71	0.0	
安八町	114.5	2.0	1.75	0.0	
揖斐川町	345.5	8.5	2.46	0.0	
大野町	199.0	5.0	2.51	0.0	（注4）㉓地方特例
池田町	197.0	4.0	2.03	0.0	
北方町	212.0	5.0	2.36	0.0	（注4）㉔地方特例
坂祝町	60.0	2.0	3.33	0.0	
富加町	63.0	2.0	3.17	0.0	
川辺町	141.0	1.0	0.71	2.0	（注4）㉕地方特例
七宗町	90.0	2.0	2.22	0.0	
八百津町	171.5	3.0	1.75	0.0	
白川町	115.0	2.0	1.74	0.0	（注4）㉖地方特例
東白川村	85.0	2.0	2.35	0.0	
御嵩町	155.0	5.0	3.23	0.0	
白川村	45.5	2.0	4.40	0.0	
計	3,459.5	76.5	2.21	4.0	

	人	人	%	人	
市町村計	23,901.0	571.5	2.39	8.5	

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
	人	人	%	人	
養老町	120.5	1.5	1.24	0.5	
安八郡	69.0	3.0	4.35	0.0	
池田町	64.5	1.0	1.55	0.0	
御嵩町	60.5	1.0	1.65	0.0	
計	314.5	6.5	2.07	0.5	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	161.5	6.0	3.72	0.0	

市町村機関等	人	人	%	人	
総　計	24,377.0	584.0	2.40	9.0	

（注1）　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

（注2）　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、１人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、１人を0．５人に相当するものとして0．５カウントとしている。

（注3）　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0．０」となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0．０」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

（注4）　注4の機関は地方特例認定を受けている。
　地方特例とは、市町村長部局とその他の機関（教育委員会等）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
　①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会をいう。
　②～㉖の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。

（注5）①瑞穂市においては、10月1日現在において、障害者の数が11．０人、実雇用率2．20%、不足数0．０人となっている。
　②垂井町においては、10月12日現在において、障害者の数が7．０人、実雇用率2．26%、不足数0．０人となっている。

【詳細表 ⑦】

（2）地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	986.0	17.5	1.77	4.5	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	764.0	18.0	2.36	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	273.5	6.0	2.19	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
計	2,023.5	41.5	2.05	4.5	

（注1）　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注2）　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0．5人に相当するものとして0．5カウントとしている。

（注3）　④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0．0」と表示しており、これが「0．0」となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0．0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。